



2 丁		法務省		年	月	日	事	項	宗像紀夫
		五二	三	二五			東京地方検察庁検事に配置換する		
		五五	八	一五			法務教官（法務総合研究所教官）に併任する		
		五七	三	二五			法務総合研究所教官に充てる		
		五八	八	一五			法務教官（法務総合研究所教官）の併任を解除する		
							法務総合研究所教官に充てることを解く		
		五九	三						
		六〇	二	二六			東京高等検察庁検察官事務取扱を命ずる		
		六一	一				アメリカ合衆国へ出張を命ずる		
		六二	八				出張期間は昭和六〇年二月四日から同月一一日までとする		
		二七	一五				東京高等検察庁検察官事務取扱を免ずる		
							東京高等検察庁検察官事務取扱を命ずる		
							特別捜査部勤務を命ずる		
							特別捜査部副部長を命ずる		
							東京地方検察庁		

3 丁		法務省		年	月	日	事	宗像紀夫
九	八	七	昭和六二	平成元	平成元	昭和六二	東京高等検察庁検察官事務取扱を免ずる	東京高等検察庁
六	一二	七	平成元	二二八	三	八	東京高等検察庁検事に配置換する	東京高等検察庁
四	三	三一	九	一九	一九	一七	東京地方検察庁検事に併任する	東京地方検察庁
			四	三	一	一	フランス、西ドイツ、オーストリア、イタリア、スペイン及び連合王国へ出張を命ずる	法務省
							出張期間は平成元年一〇月一日から同月二一日までとする	法務省
							特別公判部勤務を命ずる	法務省
							特別公判部長を命ずる	法務省
							特別捜査部勤務を免ずる	法務省
							特別捜査部副部長を免ずる	法務省
							東京地方検察庁検事に配置換する	法務省
							東京地方検察庁特別捜査部長を命ずる	法務省
							東京地方検察庁検事の併任を解除する	法務省
							最高検察官特別考査会臨時委員に併任する	法務省
							大津地方検察庁検事正に配置換する	法務省
							検察官特別考査会臨時委員に併任する	法務省

法務省		年	月	日	事項	法務省	府県名
平成	九	九	一〇	一七	併任の期間は平成九年一二月三一日までとする 検察官特別考試審査会臨時委員の併任を解除する		
"	"	"	一〇	一七	前橋地方検察庁検事正に配置換する		
一	一	五	一〇	最高検察庁検事に配置換する			
"	"	六	二	最高検察庁総務部長を命ずる			
一	一	八	二	最高裁判所家庭規則制定諮問委員会委員に任命する			
"	七	二四	二	司法修習生考試委員会委員を委嘱する			
一	一	二七		中華人民共和国へ出張を命ずる			
"	一一			出張期間は平成一年九月五日から同月一一日までとする			
二	一一			最高検察庁刑事部長を命ずる			
"	一九			かねて最高検察庁総務部長を命ずる			
三	一	一五		最高検察庁総務部長を免ずる			
				最高裁判所家庭規則制定諮問委員会委員を免ずる			
				最高裁判所			